

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 2月24日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役
(Managing Director)
エバン・チロヤニス
(Evangelos Tsirogiannis)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ207 レベル9
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New South
Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 前 田 圭一朗

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1612

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2027年 3月満期 豪ドル建社債

1 億1,860万豪ドル (円貨相当額98億110万4,000円)

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2027年 3月満期 米ドル建社債

1 億4,650万米ドル (円貨相当額168億1,673万5,000円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2022年 2月22日現在の東京外国
為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル = 82.64円及
び 1 米ドル = 114.79円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2022年2月1日
効力発生日	2022年2月9日
有効期限	2024年2月8日
発行登録番号	4 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】

該当事項なし
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2027年3月満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2027年3月満期 米ドル建社債に関する情報>

(注1) 本書中の「TFA」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド(ABN 48 002 435 181)を、「グループ会社」とはTFA及びTFAが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「豪ドル」又は「A\$」はすべてオーストラリアの法定通貨を指し、
- ・「米ドル」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億1,860万豪ドル
売出価額の総額	1億1,860万豪ドル
利率	年率2.54%

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億4,650万米ドル
売出価額の総額	1億4,650万米ドル
利率	年率1.92%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2022年3月11日（当日を含む。）から2027年3月11日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年3月11日及び9月11日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき12.70豪ドルである。

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2022年3月11日（当日を含む。）から2027年3月11日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年3月11日及び9月11日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき9.60米ドルである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2022年2月付発行登録目論見書（同発行登録目論見書の訂正事項分を含む。以下同じ。）をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2022年2月24日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2022年2月24日)までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。